

論文審査の結果の要旨

氏名 飯山 陽

元々「善」あるいは「利益」を意味する「マスラハ」は、啓示に唯一の源泉を有すると観念されたイスラム法の硬直化を防ぎ、その革新をもたらす概念として、イスラム圏の内外において、注目を集めてきた。しかし、申請者によれば、従来のマスラハ研究は、2つの点で不十分であった。

第1点は、マスラハ理論の歴史的展開に関わる。一般に、その後世への影響力の大きさと理論の成熟度に鑑みて、ガザーリー（1111年没）がマスラハ理論の完成者と目されているが、従来の研究は、ガザーリーに至る理論の展開を深く考察することなく、ガザーリーが突然マスラハ理論を完成させたかのように解してきた。

これにたいして申請者は、イスラム最初期に遡ってその歴史的展開を考察し、とくに、ジャッサース（980年没）やバスリー（1044年没）による法理論の主要な著作におけるマスラハ概念を詳細に分析・検討した。その結果、むしろジュワイニー（1085年没）が「立法者の意図」という概念を導入してマスラハ理論を実質的に完成させたが、その文体が難澁であることなどの理由から、ジュワイニーのマスラハ理論を平易な形で定式化したガザーリーの理論の影響が後世において絶大になったことを明らかにした。

第2点は、マスラハ理論の実践面に関わる。一般にイスラム法の規定は、10世紀に確立され、以後、近現代に至るまで目立った修正を被ることはなかったとされる。しかし従来の研究者は、大局的に見ればイスラム法はいったん完成された後には変わらなかったことを認めつつも、マスラハがその幾ばくかの変容に寄与したという先入観にとらわれてマスラハを考察する傾向があった。しかし申請者は、マスラハがそのような機能を本当に果たしたのかどうかについて疑問を抱き、北アフリカとイベリア半島で発行されたファトワー（法学者が具体的な法的事案に関して与えた意見）を分析した。対象となったファトワーの内容は、財産法、家族法、渉外関係など多岐にわたる。その結果、マスラハは、法を変える機能を果たすことはむしろ稀であり、ほとんどの例において、既存の法に、神の法として体系性を有するという外観を与える役割を果たしたことを明らかにした。

本論文は、大量の法学文献を渉猟し、理論と実践の両側面について、マスラハ概念がイスラム法体系における占める位置を正当に評価することに成功しており、従来のマスラハ研究にたいして重要な貢献を行っている認められる。この点に鑑みて、審査委員会は、本論文が、飯山陽氏に博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい高水準の業績であると判断するものである。